

スクールカウンセラー等活用事業に関する Q & A



文部科学省初等中等教育局児童生徒課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スクールカウンセラー等活用事業に関する Q&A

- Q1. スクールカウンセラー等活用事業の事業内容は何ですか。
- Q2. スクールカウンセラー等活用事業に関する年間のスケジュールはどうなっていますか。
- Q3. スクールカウンセラーの選考に当たり、必要な資格はありますか。
- Q4. スクールカウンセラーの職務内容に関する国のガイドライン等がありますか。
- Q5. スクールカウンセラーの配置充実に向け、国の方針はありますか。
- Q6. スクールカウンセラーの配置状況はどうなっていますか。
- Q7. スクールカウンセラー等の重点配置とは何ですか。
- Q8. スクールカウンセラーの相談件数や相談内容はどうなっていますか。
- Q9. スクールカウンセラーの研修はどのように取り組めばよいですか。
- Q10. スクールカウンセラーの活用にあたり、各教育委員会等において留意すべき点がありますか。
- Q11. 事件・事故、自然災害等により、緊急的にスクールカウンセラー等を追加配置する場合、国からの追加的な支援はありますか。
- Q12. 新型コロナウイルス感染症等に伴い、一定期間臨時休業を行う場合、スクールカウンセラーの活動に関し、どのような点に留意すべきでしょうか。



Q1. スクールカウンセラー等活用事業の事業内容は何ですか。

A1. スクールカウンセラー等活用事業では、次の内容を実施することができます。

○スクールカウンセラー等の配置

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び地方公共団体が設置する児童生徒の教育相談を受ける機関に児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。

○研修等の実施

スクールカウンセラー等やスクールカウンセラー等に対して適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを学校・教育委員会等に配置し、児童生徒の心のケアに加え、教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラムを実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門性を向上させるための研修や、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する。

○電話相談の実施

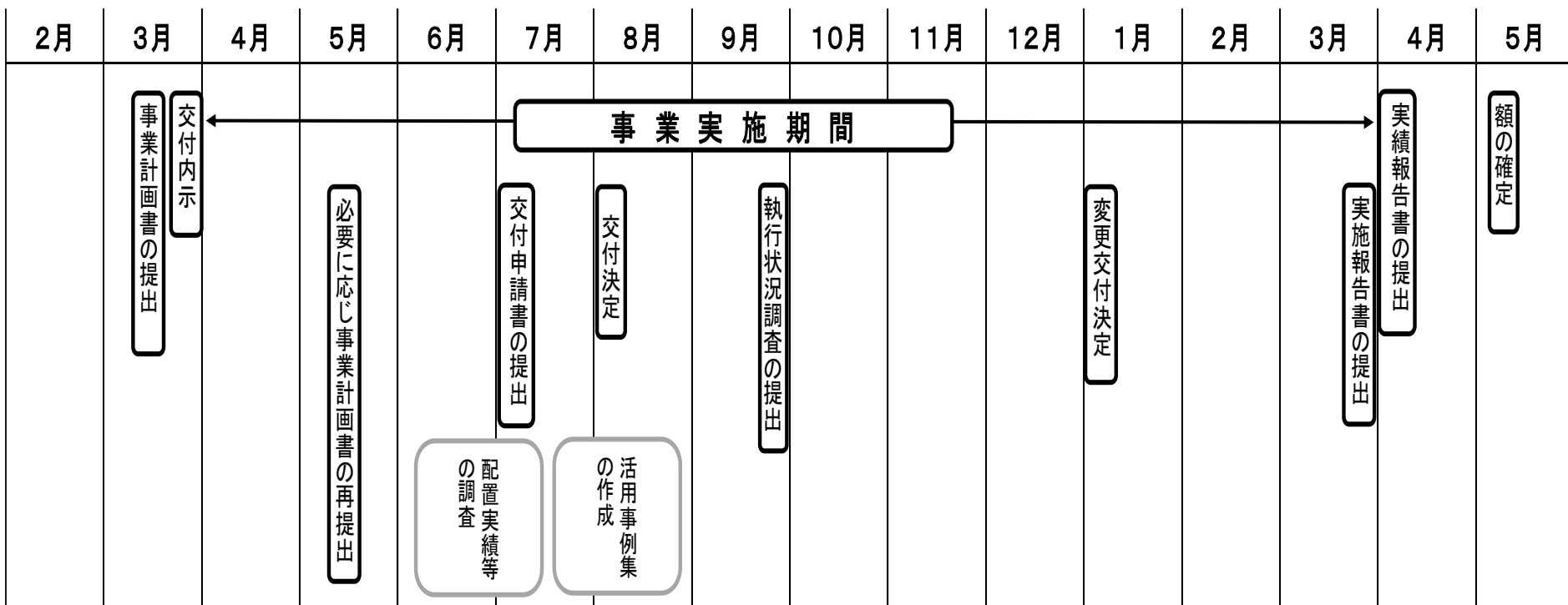
文部科学省が設定する全国統一の教育相談ダイヤルにより2 4時間体制での電話相談を実施し、電話相談員の資質を向上させるための研修、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する。



Q2. スクールカウンセラー等活用事業に関する年間のスケジュールはどうなっていますか。

A2. 事業実施年度の前年度末に事業計画書の案を提出後、交付内示を受け、事業を開始していただきます。実施期間中には、執行状況調査を踏まえ、必要に応じて変更交付決定を行います。

実施期間終了後には、当該事業の実績報告書を踏まえ、額の確定を行います。また、SCの配置や活動に関する調査やSCの活用事例集の作成を行っていただきます。



Q3. スクールカウンセラーの選考に当たり、必要な資格はありますか。

A3. スクールカウンセラー等活用事業実施要領においては、SCの選考に当たり、以下の資格等を求めています。

- ① 公認心理師
- ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ③ 精神科医
- ④ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあった者
- ⑤ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

なお、上記⑤については、各教育委員会において適切に判断していただく必要がありますが、例えば、学校現場における心理支援の実務の実績を重視する一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会の認定に係るガイダンスカウンセラーなど、心理及び学校教育に関して専門的な知識・経験を有する者が想定されます。もとより、採用に当たっては、公認心理師や臨床心理士も含め、資格を有していることのみをもって判断するのではなく、面接等を通じ、候補者の学校現場での活動実績等についても十分に踏まえた上で、選考していただきたいと考えております。



Q4. スクールカウンセラーの職務内容に関する国のガイドライン等がありますか。

A4. 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議)において、スクールカウンセラーの職務内容等について示すとともに、ガイドライン(試案)を示しています。各教育委員会においては、本ガイドラインを参考に、各地域の実情を踏まえつつ、活動指針を策定することが望まれます。

(参考)「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」

第2章 第2節 SC及びSSWの職務内容等 (事項のみ抜粋)

1 SCの職務内容等

(1)SCの職務

- ①不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等
 - (ア)児童生徒及び保護者からの相談対応
 - (イ)学級や学校集団に対する援助
 - (ウ)教職員や組織に対するコンサルテーション
 - (エ)児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動
- ②不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助
 - (ア)児童生徒への援助
 - (イ)保護者への助言・援助
 - (ウ)教職員や組織に対するコンサルテーション
 - (エ)事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援



Q5. スクールカウンセラーの配置充実に向け、国の方針はありますか。

A5. 第3期教育振興基本計画において、以下のとおり、今後の方向性について閣議決定されております。

◆第3期教育振興基本計画(抄)(平成30年6月15日閣議決定)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

目標(16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

○教職員指導体制・指導環境の整備

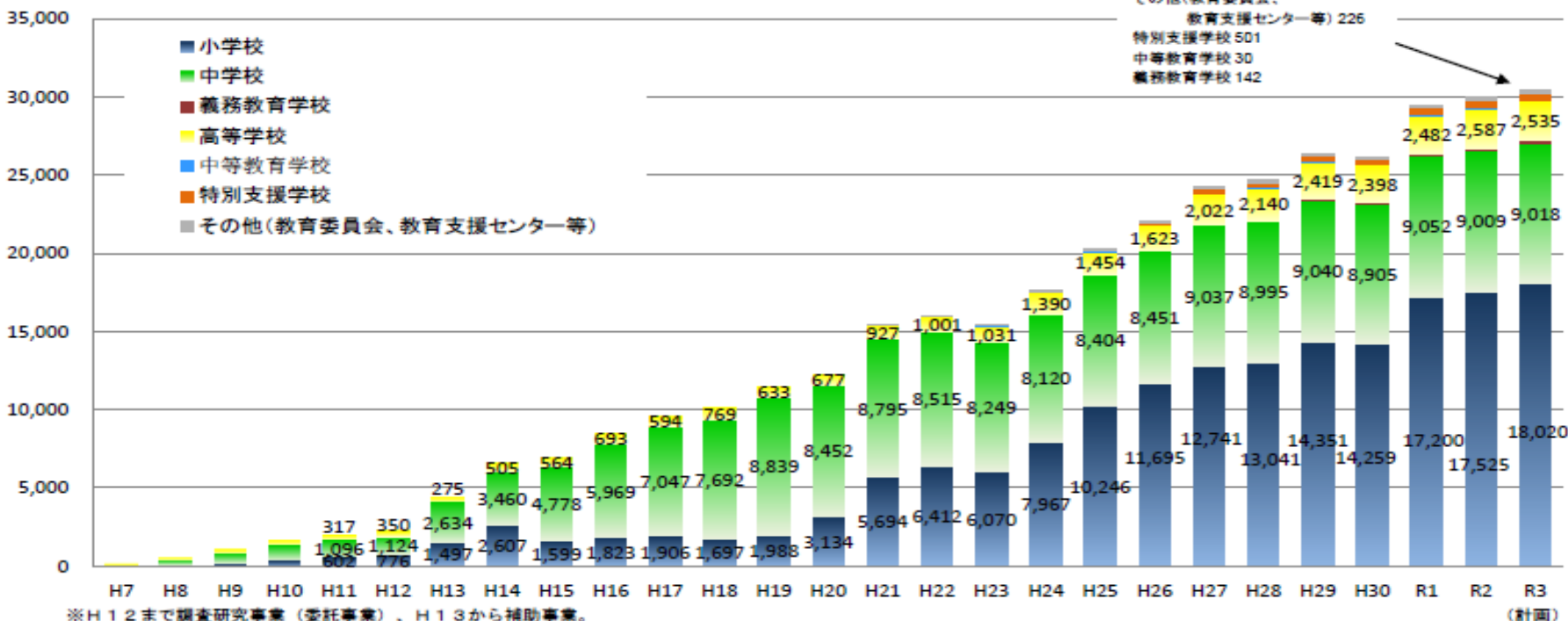
課題を抱えた児童生徒に対し、教師と連携・分担しながらチームで支援を行うことができるよう、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門スタッフの資質向上・配置促進や、各地方公共団体において、専門スタッフが力を発揮できる研修や事例の共有を促進する。平成31(2019)年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は、配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。また、SSW等の育成の在り方について、福祉関係者等との意見交換等を通じて、引き続き検討を行う。



Q6. スクールカウンセラーの配置状況はどうなっていますか。

A6. 制度創設以来、年々、配置の拡充が図られています。

(箇所)



※H12まで調査研究事業(委託事業)、H13から補助事業。
 ※H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校(巡回校)が必要に応じて派遣される学校(派遣校)の形態も可能としている。
 ※H23~H26は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用による配置を含んでいない。
 ※H27は緊急スクールカウンセラー等派遣事業分(岩手県、宮城県、福島県、仙台市)を含む。
 ※H28~H30は、緊急スクールカウンセラー等活用事業の活用による配置を含む。
 ※R2、R3(計画)は速報値。

| 年度 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 553 | 1,065 | 1,661 | 2,015 | 2,250 | 4,406 | 6,572 | 6,941 | 8,485 | 9,547 | 10,158 | 11,460 | 12,263 |
| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3(計画) |
| 合計 | 15,461 | 16,012 | 15,476 | 17,621 | 20,310 | 22,013 | 24,254 | 24,661 | 26,337 | 26,160 | 29,410 | 29,939 | 30,472 |

Q7. スクールカウンセラー等の重点配置とは何ですか。

A7. 貧困、虐待、いじめ・不登校等の課題を抱える児童生徒の早期発見・早期対応のため、特に必要な学校等に対し、SC等の配置時間を拡充することです。

重点配置の考え方

重点配置を1校申請するごとに、SC・SSWの勤務時間が**年間120時間分(※)**加算される。

※SVはSC：年間700時間、SSW：年間630時間
週5配置（SCのみ）は年間700時間

- ◆ 加算された時間で実際に何校対応するかは自治体の実情に応じて決めることができる。
- ◆ 通常配置のために雇用したスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの勤務日数や1日の勤務時間数を増やす形で、複数の重点配置の役割を担わせることも可能である。

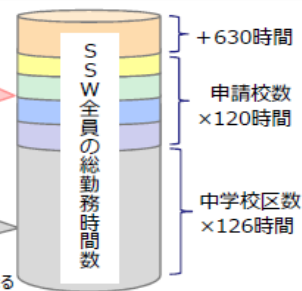


【重点配置】
1校申請ごとに
年間+120時間



【通常配置】
42週×週1日×3時間

これに域内の中学校区の総数を乗じた時間がその自治体の基礎配置時間となる



重点配置のメニュー

- ◆ いずれの重点配置についても主たる配置の目的が趣旨に沿っていれば、それ以外の課題に対応することを妨げるものではない。

| | |
|--------------|--|
| 貧困 | 学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や各種福祉制度につなげていくことができるよう、早期発見・早期対応の観点から子供の貧困対策の必要性が高い地域・学校等へ重点配置するもの。 |
| 虐待 | 学校における児童虐待事案への対応を強化するため、学校において把握した児童虐待事案への早期かつ手厚い対応に向けた体制強化を図るとともに、早期発見・早期対応に向けた体制構築を図るもの。 |
| いじめ 不登校 | 認知件数が過去最多を記録したいじめや相談件数に占める割合が最も高い不登校は、今やどの学校・どの児童生徒にも起こり得るものであることから、相対的にその件数が多いと推察される大規模中学校を中心に配置を充実し、不登校児童生徒の支援や未然防止・早期対応に向けた体制構築を図るもの。 |
| 教育支援 センター | 不登校児童生徒支援の中核としての機能強化が求められている教育支援センターにおいて、個々の不登校児童生徒の不登校に至った要因や背景を的確に把握し、適切な支援につなげることができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の強化を図るもの。 |
| 質の向上 (SV) | スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに対して適切な指導・助言ができるスーパーバイザーを配置し、更なる専門的資質の向上を図るもの。 |

※上記のほか、スクールカウンセラーについては「週5配置」のメニューがある。



Q8. スクールカウンセラーの相談件数や相談内容はどうなっていますか。

A8. 以下の通り、SCの配置の拡充に伴い、相談件数も増加しています。

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 1 | R 2 | |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| ①不登校 | 680,441 26.6% | 687,948 23.2% | 655,972 23.0% | 676,882 22.7% | 770,692 23.0% | 797,770 22.7% | 831,381 23.7% | 850,161 23.9% | 868,473 24.9% | |
| ②いじめ | 35,887 1.4% | 40,462 1.4% | 36,642 1.3% | 34,458 1.2% | 34,762 1.0% | 38,317 1.1% | 39,743 1.1% | 40,228 1.1% | 27,701 0.8% | |
| ③暴力行為 | 41,374 1.6% | 44,474 1.5% | 11,382 0.4% | 10,561 0.4% | 11,334 0.3% | 25,890 0.7% | 24,049 0.7% | 23,166 0.7% | 18,984 0.5% | |
| ④児童虐待 | (調査項目なし) | | | 17,671 0.6% | 19,165 0.6% | 21,289 0.6% | 25,667 0.7% | 27,764 0.8% | 27,731 0.8% | |
| ⑤友人関係 | (調査項目なし) | | 227,046 7.7% | 223,570 7.8% | 250,519 8.4% | 298,047 8.9% | 303,913 8.7% | 321,538 9.2% | 330,447 9.3% | 265,587 7.6% |
| ⑥貧困の問題 | (調査項目なし) | | | | 1,580 0.0% | 3,753 0.1% | 4,565 0.1% | 3,851 0.1% | 2,975 0.1% | |
| ⑦非行・不良行為 | (調査項目なし) | | | 23,743 0.8% | 39,241 1.2% | 48,785 1.4% | 46,969 1.3% | 30,022 0.8% | 22,809 0.7% | |
| ⑧家庭環境 | (調査項目なし) | | 175,859 5.9% | 176,097 6.2% | 215,082 7.2% | 269,240 8.0% | 286,706 8.2% | 283,031 8.1% | 291,652 8.2% | 323,247 9.3% |
| ⑨教職員との関係 | (調査項目なし) | | | 33,978 1.1% | 40,738 1.2% | 53,001 1.5% | 56,232 1.6% | 56,171 1.6% | 53,148 1.5% | |
| ⑩心身の健康・保健 | (調査項目なし) | | | 116,203 3.9% | 198,985 5.9% | 271,991 7.7% | 308,133 8.8% | 444,655 12.5% | 537,712 15.4% | |
| ⑪学業・進路 | (調査項目なし) | | 149,418 5.0% | 164,750 5.8% | 187,402 6.3% | 209,722 6.3% | 225,727 6.4% | 231,394 6.6% | 239,945 6.7% | 237,521 6.8% |
| ⑫発達障害等 | (調査項目なし) | | | 255,193 8.6% | 335,096 10.0% | 386,462 11.0% | 396,563 11.3% | 402,346 11.3% | 383,508 11.0% | |
| ⑬その他 | 1,796,660 70.3% | 1,636,131 55.2% | 1,587,021 55.6% | 1,159,621 38.9% | 1,122,484 33.5% | 1,046,643 29.8% | 941,015 26.8% | 814,508 22.9% | 723,934 20.7% | |
| 計 | 2,554,362 | 2,961,338 | 2,855,434 | 2,981,313 | 3,351,086 | 3,510,247 | 3,510,280 | 3,554,915 | 3,493,330 | |
| うち、性的な被害 | (調査項目なし) | | | | 1,881 0.1% | 4,500 0.1% | 4,473 0.1% | 4,664 0.1% | 5,018 0.1% | |

※ 1回の相談内容が複数項目に該当する場合は、主となる項目1つをカウントし、同一の者が複数回相談した場合には、相談した回数全てをカウント。

※ 児童生徒だけでなく、保護者や教職員からの相談も含む。「その他」には相談内容の区別が不明なものを含む。

※ 平成28年度以降は、緊急スクールカウンセラー等活用事業分(岩手県、宮城県、福島県)を含む。



Q9. スクールカウンセラーの研修はどのように取り組めばよいですか。

A9. 各教育委員会においては、スーパーバイザーを活用するなどして、SCとしての専門性を向上させるための研修を実施するとともに、各自治体の教育方針、地域特性・課題等をSCが理解するための研修を実施する必要があります。

また、「チーム学校」の趣旨を踏まえ、SC、SSW、教育相談コーディネーター等の教育相談に関わる者に向けた合同の研修を行い、事例研究等を含む研修を行うことが重要です。

さらに、教育分野全般に関する理解を深めるため、教職員向けの研修への参加を促進することも有益だと考えます。

なお、研修に際しては、文部科学省において毎年度実施している「学校における教育相談体制に係る連絡協議会」や「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」の中で説明する最近の国の提言や施策、各自治体からの事例発表等を資料として活用することも考えられます。また、スクールカウンセラー等活用事業における各都道府県等の取組についてまとめた「スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」の活用も考えられます。

(参考)スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm



Q10. スクールカウンセラーの活用にあたり、各教育委員会等において留意すべき点がありますか。

A10. スクールカウンセラーがより一層その専門性を発揮できる環境に向け、各教育委員会等においては、特に以下の点に留意してください。

①スクールカウンセラー等の職務内容等の理解促進

学校内の関係教職員によるチームが有効に機能するためには、SC等を含め関係教職員が、その役割を互いに理解し、それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが大切であり、SC等の活用とその理解が進むことは、教職員の基本的なカウンセリング手法の習得や、関係機関との連携など、学校の支援に専門性が加わり、教職員の業務負担の軽減が図られるとともに、教職員が問題を一人で抱えてしまうことの防止にもつながるものと考えます。

こうした認識の下、SC等に対する理解を図り、その専門性を活かすため、各教育委員会等においては、校長研修、教頭(副校長)研修、生徒指導主事研修などの職種ごとの研修において、両者の職務内容、活動事例、模擬ケース会議等を取り入れるほか、校長会、教頭会、生徒指導担当者会、養護教諭の会などあらゆる機会において役割や活用方法を周知し、特に管理職等がSC等の存在意義等について理解することが重要です。

なお、活動事例の共有に当たっては、ケース会議の開催など児童生徒への支援に関する一連の取組内容とともに、当該取組ごとのSC等が担った具体的な役割及び連携調整を図った関係機関、当該SC等の配置形態が分かるよう整理しておくことが望ましいと考えます。

加えて、各教育委員会においては、地域・学校の実情を踏まえつつ、SC等が担う職務内容、校内体制への位置付け、関係機関との連携等について記載した指針を策定しておくことが求められるとともに、指針策定後も実情に応じて記載内容の充実を図るなど改善していくことが必要です。

②スクールカウンセラー等の活用にあたっての課題への対応

SC等の活用にあたって、各教育委員会等において把握した課題については、その原因を分析した上で、指針の見直しや研修の実施、スーパービジョン体制の整備等により当該課題の解消に努めるなど、SC等がその専門性を十分に発揮し、効果的に活動できるよう工夫が必要です。



Q11. 事件・事故、自然災害等により、緊急的にスクールカウンセラー等を追加配置する場合、国からの追加的な支援はありますか。

A11. 事件・事故、自然災害等により、既存のSC等の配置で対応できず、追加配置の必要性が生じた場合は、文部科学省まで速やかにご相談ください。内容をお伺いした上で、予算の範囲内で補助金の追加交付を検討します。

なお、近年では平成30年7月豪雨や令和元年の台風19号等において、被災自治体からの要望を踏まえ、SC等の追加配置に向け支援したところです。



Q12. 新型コロナウイルス感染症等に伴い、一定期間臨時休業を行う場合、スクールカウンセラーの活動に関し、どのような点に留意すべきでしょうか。

A12. 新型コロナウイルス感染症等に伴い、休校が継続する場合のスクールカウンセラー等の役割等については、一般社団法人日本臨床心理士会の協力も得て、令和2年5月14日付事務連絡「児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について」において示しておりますので、参考にしてください。

